

本学学生が授業に出席しなかった場合の扱いについて（対面授業・遠隔授業共通）

事象	出校停止		補講等の措置	受講しなかった授業の欠席の扱い	
	出校停止対象	登校可能日(本学指定)			
コロナウイルス感染症の関連	①新型コロナウイルス感染症に罹患した場合	該当する	治癒後	該当学生からの願い出があった場合には補講を行う	・補講後は出席回数としてカウント ・補講の願い出をしなかった場合は欠席 ・登校可能日以降は欠席
	②発熱、軽い風邪症状等がある場合 (コロナ感染の疑いがある場合、医師の診断前、PCR検査受検前)		・発症から8日間かつ解熱後及び症状消失後3日間経過後(薬剤を服用していない状態) ・医師から感染疑いがないと診断され、かつ解熱・症状消失後 ・PCR検査陰性判定後 ※学務課への確認が必要		
	③発熱、軽い風邪症状等がある場合 (コロナ感染の疑いがないことが判明した場合)	該当しない	/	補講義務はなし	欠席
	④濃厚接触者と特定された場合及びその疑いがある場合	該当する	学務課が指示	該当学生からの願い出があった場合には補講を行う	・補講後は出席回数としてカウント ・補講の願い出をしなかった場合は欠席 ・登校可能日以降は欠席
	⑤同居する家族等が濃厚接触者と特定された場合及びその疑いがある場合		家族の陰性判明後(ただし、学生本人が発熱、軽い風邪症状がある場合は②又は③)		
	⑥同居する家族に発熱・風邪症状がある場合 (コロナ感染の疑いがある場合)	学務課から自宅待機を指示された場合のみ該当する	学務課が指示	学務課から自宅待機を指示された学生が願い出た場合には補講を行う	
	⑦新型コロナワクチン接種後に副反応が出て、授業を受けることが困難な場合	該当する	症状の軽減、消滅後	該当学生からの願い出があった場合には補講を行う	
⑧「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合	治癒後 ※学務課への確認が必要				
⑨「学校において予防すべき感染症」への感染の疑いがあると医師から診断された場合					
⑩公認欠席	該当しない	/		受講すべき授業回数含まない(出席にも欠席にもならない) (⑩)	
⑪長期欠席		欠席 (⑪⑫)			
⑫その他の理由で授業を欠席した場合(例外なし)					

「学校において予防すべき感染症」については『学生ガイドブック』P38を参照

1. 出校停止の場合

○出校停止期間中の学生が対面授業を受講することはできません。ただし、遠隔授業については受講することができ、その場合には出席の扱いとなります(授業を受講しなかった場合には補講を願い出ることができる)。

○学務課による補講のための業務(授業の録画など)は行いません。

2. 公認欠席(詳細は『2022看護栄養学部履修要項』II-2を確認のこと)

○以下の事由で授業を欠席する場合、公認欠席として認められ、単位授与の欠席扱いにはなりません。

①本学を代表して参加する課外活動 ②就職・進学試験 ③忌引き

④実習施設からの要望で受ける新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査、抗原検査、ワクチン接種で、大学が認めた日程

3. 長期欠席(詳細は『2022看護栄養学部履修要項』II-1を確認のこと)

○1週間以上連続して欠席するとき、当該学生は『長期欠席届』を学務課に提出します。